

## 電気通信事業法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の内容

一 電気通信事業者は、利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つてその相手方に對し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為及び利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為をしてはならないとすること。

(第二十七条の二第二号及び第四号関係)

一 総務大臣は、移動電気通信役務（利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務であつてその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるもののうち電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者（当該移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその利用者の数の割合が一定の割合を超えないものを除く。）を指定することができることとし、指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならないとすること。（第二十七条の三関係）

1 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結に際し、利用者に対し、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供を約し、又は第三者に約させること。

2 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不适当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者（四の届出媒介等業務受託者をいう。）に約させること。

三 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないとすること。 （第七十三条の二関係）

四 届出媒介等業務受託者（三の届出をした者をいう。以下同じ。）について、一及び二の規定等を準用することとすること。

（第七十三条の三関係）

五 総務大臣は、電気通信事業者が一若しくは二の規定に違反したとき又は届出媒介等業務受託者が四の規定に違反したときは、当該電気通信事業者又は当該届出媒介等業務受託者に対して、利用者の利益を

確保するためには必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることがで  
きることとすること。

（第二十九条第二項及び第七十三条の四関係）

六 三の規定に違反して利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定さ  
れた電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つた者は処罰されるものとすること。

（第一百八十五条第二号関係）

七 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

（附則関係）



## 電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「事業の登録等」を「電気通信事業の登録等」に、「業務」を「電気通信事業者の業務」に、「第

五節 指定試験機関等」を

第六節 指定試験機関等

「第五節 届出媒介等業務受託者（第七十三条の二——第七十三条の四）」に、「第

第六節」を「第七節」に、「第七節」を「第八節」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 電気通信事業の登録等

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 電気通信事業者の業務

第二十六条第一項中「及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）」を削り、「

、第二十七条の二及び第二十九条第二項」を「及び第二十七条の二」に改め、「又はその媒介等」を削る。

第二十六条の三第一項中「媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号」を「届出媒介等業務受託者（第七十三条の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者をいう。第二十七条の三第二項第二号において同じ。）がそれぞれ第二十七条の二第一号又は第七十三条の三において準用する同号」に改める。

第二十七条の二の見出しを「（電気通信事業者の禁止行為）」に改め、同条中「又は媒介等業務受託者」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方（電気通信事業者である者を除く。）に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

第二十七条の二に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

第二十七条の三中「媒介等の業務及び」を「媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務又は」に、「に係る媒介等業務受託者」を「を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）」に改め、同条を第二十七条の四とする。

第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者（移動電気通信役務（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。）を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。）に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。）に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二　その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

3　第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

第二十九条第二項第一号中「又は媒介等業務受託者」を削り、「又は第二十七条の二」を「、第二十六条

の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条、第二十七条の二又は第二十七条の四」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき

当該電気通信事業者

第四十九条第四項中「次節第二款」を「第六節第二款」に改める。

第二章中第七節を第八節とし、第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の二節を加える。

第五節 届出媒介等業務受託者

(媒介等の業務の届出等)

第七十三条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所

三　当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

四　当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別

五　前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2　前項の届出をした者（以下「届出媒介等業務受託者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3　届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務（以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。）を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割（届出媒介等業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位

を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第七十三条の三 第二十六条及び第二十七条の一の規定は届出媒介等業務受託者について、第二十七条の三 第二項の規定は同条第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

をいう。第二十七条の三第二項において同じ。）

第二十七条の二第二号	自己	自己若しくは当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者
第二十七条の三第二項第一号	その移動電気通信 役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務
第二十七条の三第二項第二号	その移動電気通信 役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務

（業務の改善命令）

第七十三条の四 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十七条の三第二項の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

第一百六十一条第一項中「第五十一条」の下に「、第七十三条の四」を加える。

第一百六十五条第二項ただし書中「第二章第六節」を「第二章第七節」に改める。

第一百六十九条第二号中「電気通信役務の指定」の下に「、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定」を加え、同条第四号中「第二十六条第一項」の下に「（第七十三条の三において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十七条の二第二号」を「第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項（第七十三条の三において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百八十五条を次のように改める。

第一百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）

二 第七十三条の二第一項の規定に違反して第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つた者

第一百八十六条第三号中「第五十一条」の下に「、第七十三条の四」を加える。

第一百八十八条第一号中「第四十五条第二項」の下に「、第七十三条の二第三項若しくは第四項」を加える。

第一百九十三条第一号中「又は第五十条の六第三項」を「、第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の電気通信事業法（以下この条及び次条第二項において「新法」という。）第二十七条の二第二号若しくは第四号又は第二十七条の三（これらの規定（同条第一項を除く。）を新法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による総務省令の制定又は改廃のために、この法律による改正前の電気通信事業法（次条第一項において「旧法」という。）第一百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、施行日前においても、新法第二十七条の三第一項及び第一百六十九条の規定の例により、同項の規定による移動電気通信役務（同項に規定する移動電気通信役務をいう。）の指定又は電気通信事業者の指定をすることができる。この場合において、これらの指定は、施行日にその効力を生ずる。

#### （経過措置）

第三条 旧法第二十六条第一項に規定する媒介等業務受託者が施行日前に旧法第二十六条の三第一項に規定する行為をした場合における同項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に電気通信事業者又は新法第二十七条の四に規定する媒介等業務受託者から委託

を受けて新法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等（新法第二十七条の四に規定する媒介等をいう。以下この項において同じ。）の業務を行つてゐる者（以下この項において「施行時媒介等業務受託者」という。）は、施行日から起算して三月を経過する日（施行時媒介等業務受託者が同日以前に新法第七十三条の二第一項の届出をしたときは、当該届出をした日）までの間は、新法第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き当該媒介等の業務を行うことができる。この場合において、当該施行時媒介等業務受託者を同条第二項に規定する届出媒介等業務受託者とみなして、新法第二十六条の三及び第二十七条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）、新法第七十三条の三において準用する新法第二十六条、第二十七条の二及び第二十七条の三第二項並びに新法第七十三条の四及び第一百八十六条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む

。) は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 理由

電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止するとともに、電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立つて自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条～第五条）	第一章 総則（第一条～第五条）
第二章 電気通信事業	第二章 電気通信事業
第一節 総則（第六条～第八条）	第一節 総則（第六条～第八条）
第二節 電気通信事業の登録等（第九条～第十八条）	第二節 事業の登録等（第九条～第十八条）
第三節 電気通信事業者の業務（第十九条～第四十条）	第三節 業務（第十九条～第四十条）
第四節 電気通信設備	第四節 電気通信設備
第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条～第四十九条）	第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条～第四十九条）
第二款 電気通信番号（第五十条～第五十一条）	第二款 電気通信番号（第五十条～第五十一条）
第三款 端末設備の接続等（第五十二条～第七十三条）	第三款 端末設備の接続等（第五十二条～第七十三条）
第五節 届出媒介等業務受託者（第七十三条の二～第七十三条の四）	第五節 指定試験機関等
第六節 指定試験機関等	第六節 指定試験機関等
第一款～第四款（略）	第一款～第四款（略）
第七節 基礎的電気通信役務支援機関（第一百六条～第一百六十六条）	第七節 基礎的電気通信役務支援機関（第一百六条～第一百六十六条）
第八節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第一百十一条）	第七節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第一百十一条）

## 六条の二——第一百六十六条の八

### 第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第一百七十七条——第一百二十七条）

第二節 土地の使用（第一百二十八条——第一百四十三条）

### 第四章 電気通信紛争処理委員会

第一節 設置及び組織（第一百四十四条——第一百五十三条）

第二節 あつせん及び仲裁（第一百五十四条——第一百五十九条）

第三節 詮問等（第一百六十条——第一百六十二条）

第五章 雜則（第一百六十三条——第一百七十六条の二）

第六章 罰則（第一百七十七条——第一百九十三条）

### 附則

## 第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業の登録等

第二節 電気通信事業者の業務

（提供条件の説明）

第二十六条 電気通信事業者は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくとも利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと

### 第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第一百七十七条——第一百二十七条）

第二節 土地の使用（第一百二十八条——第一百四十三条）

### 第四章 電気通信紛争処理委員会

第一節 設置及び組織（第一百四十四条——第一百五十三条）

第二節 あつせん及び仲裁（第一百五十四条——第一百五十九条）

第三節 詮問等（第一百六十条——第一百六十二条）

第五章 雜則（第一百六十三条——第一百七十六条の二）

第六章 罰則（第一百七十七条——第一百九十三条）

### 附則

## 第二章 電気通信事業

第一節 事業の登録等

第二節 業務

（提供条件の説明）

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくとも利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと

に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をし

認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

ようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくとも利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少くないものとして総務大臣が指定する電気通信役務

- 2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。  
(書面による解除)

第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日（当該電気

三 （同上）

二 （同上）

2 （同上）

(書面による解除)

第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日（当該電気

通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日（）から起算して八日を経過するまでの間（利用者が、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者（第七十三条の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者をいう。第二十七条の三第二項第二号において準じ。）がそれぞれ第二十七条の二第一号又は第七十三条の三において準用する同号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をして、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

255  
(略)

（電気通信事業者の禁止行為）

第二十七条の二 電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約

通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日（）から起算して八日を経過するまでの間（利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をして、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

255  
(略)

（電気通信事業者等の禁止行為）

第二十七条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 （同上）

の締結の勧誘に先立つて、その相手方（電気通信事業者である者を除く。）に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

三 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者（電気通信事業者である者を除く。）が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

四 前二号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為  
(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、移動電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争關係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者（移動電気通信役務（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争關係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令

二  
(同上)

で定める割合を超えないものを除く。) を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2| 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

3| 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

(媒介等業務受託者に対する指導)

第二十七条の四 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約

(媒介等業務受託者に対する指導)

第二十七条の三 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約

の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務又はこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（業務の改善命令）

第二十九条 （略）

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条、第二十七条の二又は第二十七条の四の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

の締結の媒介等の業務及びこれに付隨する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（業務の改善命令）

第二十九条 （略）

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者

二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

（電気通信主任技術者等の義務）

第四節 電気通信設備  
通信事業者

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

（電気通信主任技術者等の義務）

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

（電気通信主任技術者等の義務）

第二十九条 （略）

2・3 （略）

4 電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに、電気通信主任技術者に、第八十五条の二第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習（第六節第二款、第百七十四条第一項第四号及び別表第一において「講習」という。）を受けさせなければならない。

#### 第五節 届出媒介等業務受託者

##### （媒介等の業務の届出等）

第七十三条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けた第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所
- 四 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2| 前項の届出をした者（以下「届出媒介等業務受託者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総

4 電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに、電気通信主任技術者に、第八十五条の二第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習（次節第二款、第百七十四条第一項第四号及び別表第一において「講習」という。）を受けさせなければならない。

務大臣に届け出なければならない。

3 | 届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条

第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務（以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。）を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割（届出媒介等業務を行う事業の全部を譲り受けた者又は合併、後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 | 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 | 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第七十三条の三 第二十六条及び第二十七条の二の規定は届出媒介等業

務受託者について、第二十七条の三第二項の規定は同条第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供

に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			第二十六条第一項	
			締結の媒介等（第二十七条の四に規定する媒介等をいう。第二十七条の三第二項において同じ。）	締結
			自己若しくは当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者	自己
			その移動電気通信役務	その移動電気通信役務
又は 項目第一号			その移動電気通信役務	その移動電気通信役務
又は他の 項目第二号			その媒介等の業務に係る移動電気通信役務	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務

第七十三条の四 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十七条の三第二項の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

#### 第六節 指定試験機関等

##### 第七節 基礎的電気通信役務支援機関

##### 第八節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

#### 第四章 電気通信紛争処理委員会

##### 第三節 諮問等

(聴聞の特例)

第一百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十一条、第七十三条の四又は第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとは第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政

#### 第五節 指定試験機関等

##### 第六節 基礎的電気通信役務支援機関

##### 第七節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

#### 第四章 電気通信紛争処理委員会

##### 第三節 諮問等

(聴聞の特例)

第一百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十一条、第七十三条の四又は第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政

するときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聴

聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る

聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五章 雜則

（當利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い）

第一百六十五条 （略）

2 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規

定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第七節の規定の適用については、この限りでない。

（審議会等への諮問）

手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2 （同上）

3 （同上）

第五章 雜則

（當利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い）

第一百六十五条 （略）

2 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規

定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限りでない。

（審議会等への諮問）

第一百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

第一百六十九条（同上）

一 第二十二条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第一百八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第一百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第一百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第一百六十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

一 （同上）

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十二条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十二条第一項第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十三条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による標準電気通信番号使用計画の作成又は第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

気通信番号使用計画の制定

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十二条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十二条第一項第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十三条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による標準電気通信番号使用計画の作成又は第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

### 三 第百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。)、第二十七条の三第一項若しくは第二項(第七十三条の三において準用する場合を含む。)、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第一百八条第一項各号若しくは第三項、第一百九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項若しくは第二項又は第一百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃は五十万円以下の罰金に処する。

三  
(同上)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号口若しくは二、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二第一号、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五项若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三项、第四项第一号イ、口若しくはホ若しくは第二号、第五项、第十一项、第十三项若しくは第十四项、第三十四条第一项、第三项第一号イ、口若しくはホ若しくは第二号、第五项若しくは第六项、第三十六条第一项若しくは第二项、第三十八条の二、第三十九条の三第三项、第四十一条第一项から第四项まで、第四十五条第一项ただし书、第五十条の二第一项第四号、第五十条の四第三号第一项、第五十条の十、第五十二条第一项、第七十条第一项第一号、第八十七条第一项第二号、第一百八条第一项各号若しくは第三项、第一百九条第一项から第三项まで、第一百十条第一项若しくは第二项又は第一百六十四条第二项第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

第六章 罰則

**第一百八十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六章 罰則

第一百八十五条 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者は（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、六月以下の懲役又は五

十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）

二 第七十三条の二第一項の規定に違反して第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つた者

第一百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条规定第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第一百二十一条第二項の規定による命令又は处分に違反した者

四～八 （略）

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合

第一百八十六条 （同上）

一・二 （略）

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条规定第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第一百二十一条第二項の規定による命令又は处分に違反した者

四～八 （略）

第一百八十八条 （同上）

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合

を含む。)、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第七十三条の二第三項若しくは第四項、第一百八条第三項、第百二十条第四項(第百二十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇十八 (略)

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三条第四項、第十六条第二項、第十八条第二項、第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇四 (略)

二〇十八 (略)  
第一百九十三条 (同上)

一 第十三条第四項、第十六条第二項、第十八条第二項又は第五十条の六第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇四 (略)

を含む。)、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項(第百二十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

電気通信事業法の一部を改正する法律案参考条文

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）※未施行分は全て反映

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第一百八十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。  
（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）  
（登録の更新）

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

二 第九条の登録を受けた者（第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）又は第二種指定電気通信設備（第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

イ その特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。以下この項において同じ。）の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。  
三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該当するとき（当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）。

イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者（当該同条の登録を受けた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）をしたとき。

ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

四 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項第二号	登録年月日及び 各号	登録及びその更新の年月日並びに 各号（第一号を除く。）
前条第一項		

四 その電気通信事業者	四 その電気通信事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者
五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者	五 その電気通信事業を的確に遂行するに足りる体制の整備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第五項に規定する体制の整備を含む。）が行われていないと認められる者
六 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者	六 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のためには、なおその効力を有する。
四 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項に規定する期間内に当該申請に対する処分がされないときは、第九条の登録は、当該期間の経過後も当該処分がされるまでの間は、な	四 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定関係法人	一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。
イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。口及びハにおいて同じ。）であること。	イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。口及びハにおいて同じ。）であること。
ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。	ロ 当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。
ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。	ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。
二 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。	二 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。
イ 第一種指定電気通信設備	イ 第一種指定電気通信設備
ロ 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備	ロ 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

#### ハ 第二種指定電気通信設備

二 その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この号及び第三十四条第一項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（ハに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

#### （変更登録等）

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 第十条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

#### （登録の取消し）

第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めること。

二 不正の手段により第九条の登録、第十二条の二第一項の登録の更新又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十五条 総務大臣は、第十八条の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該第九条の登録を受けた者の登録を抹消しなければならない。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

#### （提供条件の説明）

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくとも利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
- 二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務以外の電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少ないと認められるものとして総務大臣が指定する電気通信役務

#### 2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

#### （書面の交付）

第二十六条の二 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを利用者（電気通信事業者である者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくとも利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項

を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

- 3 前項に規定する方法（総務省令で定める方法を除く。）により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用者に到達したものとみなす。

（書面による解除）

第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日（当該電気通信役務（第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務に限る。）の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日）から起算して八日を経過するまでの間（利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間）、書面により当該契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、利用者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等（金銭その他の財産をいう。次項において同じ。）の支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額その他の当該契約に關して利用者が支払うべき金額として総務省令で定める額については、この限りでない。

4 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、利用者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。

5 前各項の規定に反する特約で利用者に不利なものは、無効とする。

（電気通信業務の休止及び廃止の周知）

第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省

令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小なものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表)

第二十六条の五 総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 第十八条第一項及び前条第二項の規定による届出に関する作成し、又は取得した情報
- 二 その他総務省令で定める情報

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(電気通信事業者等の禁止行為)

第二十七条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者（電気通信事業者である者を除く。）が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

(媒介等業務受託者に対する指導)

第二十七条の三 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するためには必要な措置を講じなければならない。

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するため必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。
- 二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。
- 三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。
- 四 電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務（保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から第七号までにおいて同じ。）に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件（料金を除く。次号において同じ。）において、電気通信事業者及びその使用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
- 八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じていている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。
- 九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。
- 十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つてることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。
- 十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者

二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

(電気通信主任技術者等の義務)

第四十九条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 電気通信事業者は、電気通信主任技術者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えるなければならない。

3 電気通信事業者は、電気通信主任技術者のその職務を行う事業場における事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に尊重しなければならず、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者は、電気通信主任技術者がその職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

4 電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに、電気通信主任技術者に、第八十五条の二第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習（次節第二款、第一百七十四条第一項第四号及び別表第一において「講習」という。）を受けさせなければならない。

(委員会への諮問)

第一百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第一百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第一百二

十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

- 二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による同条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第四項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第百二十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第一百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十二条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十一条又は第百二十一条第二項の規定による处分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項に規定する处分又は第四十四条の五の規定による处分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。  
3 第一項に規定する处分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(當利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第一百六十五条 営利を目的としない電気通信事業（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。）を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十四条の二まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限り

でない。

(報告及び検査)

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、当該技術基準適合認定に係る端末機器に關し報告をさせ、又はその職員に、当該技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者について準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合認定に」とあらわれるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた設計認証に」と、届出業者については「その届出に」と、登録修理業者については「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

4 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは支援機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは支援機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定は、登録講習機関、登録認定機関又は認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会について準用する。

6 第二項の規定は承認認定機関による技術基準適合認定を受けた者又は承認認定機関による設計認証を受けた者については「認認定機関について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「技術基準適合認定」とあるのは、設計認証を受けた者については「設計認証」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定又は第二項（第三項及び前項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項の規定又は第二項（第三項及び第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議等)

第一百六十八条 この法律の規定により、電気通信事業（電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）、媒介等業務受託者又は端末機器に關し、総務大臣が総務省令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は総務大臣に対し電気通信事業に關する届出（政令で定めるものに限る。）があつた場合

における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(審議会等への諮問)

第一百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十二条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第一百八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第一百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第一百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第一百六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二 第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニの規定による電気通信設備の指定、第二十二条第一項の規定による基準料金指数の設定、第六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十二条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成又は第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定

三 第百十条第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニ、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二第二号、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書、第五项若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三项、第四项第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五项、第十一项、第十三项若しくは第十四项、第三十四条第一项、第三项第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五项若しくは第六项、第三十六条第一项若しくは第二项、第三十八条の二、第三十九条の三第三项、第四十一条第一项から第四项まで、第四十五条第一项ただし書、第五十条の二第一项第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一项、第七十条第一项第一号、第八十七条第一项第二号、第一百八条第一项各号若しくは第三项、第一百九条第一项から第三项まで、第十条第一项若しくは第二项又は第一百六十四条第二项第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

(意見の申出)

第一百七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に關し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2　総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

第一百八十五条　第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百八十六条　次の各号のいづれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一　第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更した者
  - 二　第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供した者
  - 三　第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第一百二十一条第二項の規定による命令又は处分に違反した者
  - 四　第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者
  - 五　第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつた者
  - 六　第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者
  - 七　第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用した者
  - 八　第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更した者
- 第一百八十八条　次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一　第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の二第二項、第四十五条第二項、第一百八条第三項、第一百二十条第四項（第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第一百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二　第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者
  - 三　第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
  - 四　第二十三条第一項の規定に違反した者
  - 五　第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
  - 六　第二十八条又は第三十一条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第一百八条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者
- 八 第三十六条第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- 十一 第八十五条の十、第九十六条（第一百三条において準用する場合を含む。）又は第一百十六条の五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十三 第九十二条第一項（第一百三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十四 第九十九条第一項（第一百三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十五 第百十六条の三第三項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 十六 第百四十二条第四項又は第一百四十三条の規定に違反した者
- 十七 第百六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十八 第百六十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 第十三条第四項、第十六条第二項、第十八条第二項又は第五十条の六第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 正当な理由がないのに第四十七条（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者
- 三 第百十六条の三第二項の規定に違反してその名称中に認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 四 第百四十一条第三項の規定に違反した者